

地方財政の充実・強化に関する件

今、地方自治体には、人口減少や少子高齢化に対応した医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策及び地域活性化、これらに加えてデジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、急速に進められている自治体システムの標準化や多発化・激甚化する災害への対策も迫られている状況である。

こうしたことから、令和7年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保しつつ、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する財源の確保までを含めた地方財政の確立の実現に向け、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 子育て施策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた財政措置を講じること。
- 2 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 3 個人住民税や所得税などを減税する際の減収分については、国の責任により確実に補填し、その全額を地方交付税等として必要額を確保すること。
- 4 会計年度任用職員制度の運用にあたっては、適正な任用・処遇確保の観点から、十分な財政措置を講じること。
- 5 教師の処遇改善を確実に進められるよう、その所要額の全額について国の責任において必要な財政措置を講じること。
- 6 学校給食費について全国一律の公費負担制度の創設と必要な財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策）
内閣官房長官

様

仙台市議会議長 橋本啓一